

医 薬 第 1 0 6 9 号
令和 4 年（2022 年）7 月 22 日

北海道医師会長 松家 治道 様

北海道保健福祉部長 京谷 栄一

道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業について（お知らせ・依頼）
本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記支援金（以下「事業継続緊急支援金」という。）について、「申請の手引き」を策定するとともに、申請受付開始日などを決定しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体傘下会員及び事業所等に対する周知について、御協力いただきますようお願いします。

記

1 情報提供

（1）申請受付開始日

令和 4 年（2022 年）7 月 27 日（水）

（2）事業継続緊急支援金の概要（チラシ）

別紙 1 のとおり

（3）「申請の手引き」

事業継続緊急支援金の専用ホームページにおいて、7 月 22 日（金）から公開します。

（URL）<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp>

（4）その他

- ・振興局及び市町村は、「申請の手引き」等の冊子が 7 月 27 日（水）に到着するよう送付します。
- ・専用のコールセンターは、7 月 22 日（金）から受付を開始します。

2 会員等への周知

事業継続緊急支援金について会員（組合員）の皆さまに周知いただきますよう御協力をお願いします。

（ 地域医療推進局医務薬務課
医務係
TEL011-231-4111（内線 25-352） ）

中小・小規模事業者

個人事業者

の皆さまへ



道内事業者等

事業継続緊急支援金のご案内

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆さまの事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

支援金を受給できる要件（給付要件）

次の2つの要件をどちらも満たしている必要があります。

要件①（売上要件）

2021年11月～2022年10月までの
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で20%以上減少

+

要件②（原材料等コスト要件）

2021年11月～2022年10月までの
いずれかの月に購入した原材料等の単価が
2020年11月～2021年10月までの
いずれかの月の単価よりも増加

給付額

中小・小規模事業者：10万円
個人事業者：5万円

※事業継続緊急支援金は
事業者単位の給付となります。
〔店舗などの事業所単位ではありません〕
ので、ご注意ください。

受付期間

2022年7月27日(水)～2022年10月31日(月)

ご注意ください

- 給付対象者は、中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等です。
 - ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
 - ・2022年7月20日(水)以降継続して、法人の場合は本店（本社）所在地が、個人事業者の場合は住所が道内であること
- 給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。
- 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、4週間程度を要する見込みです。（申請に不備のあった場合は、4週間以上かかることがあります。）
- 申請は、WEB経由での電子申請と郵送による申請が可能です。
電子申請は、下記「お問い合わせ先」の専用ホームページから手続きを行うことができます。

【お問い合わせ先】

●コールセンター 011-350-6711
(受付時間：平日 8:45～17:30)

●専用ホームページURL <https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>



事業継続緊急支援金について



対象となる原材料等とは？

- 製品・商品の製造・生産目的で消費される**原料や材料**、製造・生産・サービスの提供に不可欠な**資材、仕入れている物が対象**です。
- 特例として、「製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注」や「エンジン用の燃油」を設けています。詳しくは、「申請の手引き（特例事項）」又は専用ホームページでご確認ください。

原材料等が値上がりしていると支援金の対象となるの？

- 原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。（**同質同量での単価比較が原則**）
- 同質同量で単価を比較できない場合の特例があります。
詳しくは、「申請の手引き（特例事項）」又は専用ホームページでご確認ください。

どのような書類が必要なの？

- 申請書や宣誓・同意書のほか、売上の減少を確認できる書類、原材料等の単価が上昇していることが確認できる書類などの提出が必要となります。また、中小・小規模事業者と個人事業者では、提出いただく書類が異なります。
詳しくは、「申請の手引き」又は専用ホームページでご確認ください。

申請書はどこで配布しているの？

- 「申請書」は、道の（総合）振興局、市町村で配布しています。（2022年7月27日(水)から）
※（総合）振興局、市町村で配布する「申請の手引き」の最終ページに申請書と宣誓書を綴じ込んでいます。
- 郵送による申請のほか、専用ホームページから電子申請を行うことができます。
電子申請もご検討ください。（<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp>）

新たに開業したが対象となるの？ 合併しているが対象となるの？ など

- 新規開業・創業や合併、連結納税など、特例の適用によって対象となる場合があります。
詳しくは、「申請の手引き（特例事項）」又は専用ホームページでご確認ください。

一次産業は対象となるの？

- 一次産業も対象です。
※「不給付要件」に該当しなければ対象となります。
「不給付要件」については、「申請の手引き」又は専用ホームページでご確認ください。

わからないことを確認するには？

- コールセンター（011-350-6711、受付時間：平日8:45～17:30）にお電話いただくか、専用ホームページ（<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp>）の「よくある質問」をご確認ください。

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です。

給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。